

今月の内容

- ◆令和4年3月より  
協会けんぽの保険料率が変わりました
- ◆「育児・介護休業法」改正への対応が必要です

## 令和4年3月より 協会けんぽの保険料率が変わりました

協会けんぽの保険料率が、令和4年3月分（4月納付分）より改定され、協会けんぽ東京支部の保険料率は以下のとおりとなりました。

**【注】 健保組合の保険料率は以下と異なります。健保組合のHP等でご確認ください。**

### 健康保険《協会けんぽ 東京支部》

	R4年2月分まで	R4年3月分から
保険料率	98.40/1000 ⇄	<b>98.10/1000</b>
本人・事業主 折半負担率	49.20/1000 ⇄	<b>49.05/1000</b>

### 介護保険《協会けんぽ(全国一律)》

	R4年2月分まで	R4年3月分から
保険料率	18.00/1000 ⇄	<b>16.40/1000</b>
本人・事業主 折半負担率	9.00/1000 ⇄	<b>8.20/1000</b>



- ★ 4月支給分の給与を計算する前に、**社会保険料率の設定**を変更してください。
- ★ 賞与については、3月1日に支給する分から保険料率が変わります。

## 「育児・介護休業法」改正への対応が必要です

### ～ 育休を取りたい人が取れるように ～

本年4月より育児・介護休業法が段階的に改正施行される旨を、本紙2021年11月号（Vol.63）でお知らせしたところですが、今号では、【4月の改正事項に対する具体的対応】についてお知らせします。

### 《令和4年4月1日施行》改正ポイント

1. 育児休業を取りやすい雇用環境の整備
  2. 育児休業等の制度に関する個別の周知
  3. 休業取得の意向確認
  4. 有期雇用労働者の育児・介護休業の取得要件が緩和されます
- が義務化されます



## ◇◇ 令和4年4月改正に対する具体的対応 ◇◇

### 1. 育児休業を取りやすい雇用環境を整えてください

何をすれば良いの？	①～④のいずれかを実施してください（複数が望ましい）。	*産後パパ育休は R4.10.1 から施行
	① 育児休業・産後パパ育休に関する <b>研修の実施</b>	
	② 育児休業・産後パパ育休に関する <b>相談窓口・相談対応者の設置</b>	
	③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得の <b>事例の収集・提供</b>	
	④ 自社の労働者へ、育児休業・産後パパ育休 <b>制度</b> と育児休業取得促進に関する <b>方針の周知</b>	

### 2. 育児休業等の制度について、個別に周知してください

誰に？	（本人又は配偶者の）妊娠・出産の申出をした労働者	
何を？	①～④の全てを伝えてください。	*産後パパ育休は R4.10.1 から施行
	① 育児休業・産後パパ育休に関する <b>制度の内容</b>	
	② 育児休業・産後パパ育休の <b>申出先</b>	
	③ <b>育児休業給付</b> に関すること（制度の内容など）	
	④ 休業期間中の <b>社会保険料</b> の取り扱い	
どうやって？	① 面談（オンライン可）、② 書面交付、③ FAX、④ 電子メール等 のいずれか （③④は労働者が希望した場合に限る）	

### 3. 育児休業取得の意向を、個別に確認してください

誰に？	（本人又は配偶者の）妊娠・出産の申出をした労働者	
何を？	育児休業を取得する意向があるかどうか	
どうやって？	① 面談（オンライン可）、② 書面交付、③ FAX、④ 電子メール等 のいずれか （③④は労働者が希望した場合に限る）	

### 4. 就業規則（育児・介護休業規程）の変更が必要です

#### \* 主な変更事項 \*

【育児休業の対象者】	☞ 入社1年未満の有期契約従業員も育児休業の申出を可能に	R4. 4. 1～
【育休延長の開始日】	☞ 1歳誕生日後の延長開始を可能に	R4. 10. 1～
【育児休業の回数】	☞ 育児休業の分割取得を可能に	R4. 10. 1～
【産後パパ育休】	☞ 育児休業とは別に、出生後8週間以内の休業を可能に	R4. 10. 1～
【介護休業の対象者】	☞ 入社1年未満の有期契約従業員も介護休業の申出を可能に	R4. 4. 1～

★10月施行の改正事項も含め、「就業規則」変更について今から検討されることをお勧めします。